

社会保障審査会 公開審理 参与の意見

参与氏名	認定の是非	船員の被曝	データの違い	請求人への直接調査	その他
片岡	◎ ・全体的に労災を認めるべき。	・水産庁に予防義務があった。	・科学的なものだけでは判断できない。実態調査が必要。	・調査していないのは審査不十分。 ・出された資料で判断すべき。	・裁判の判決を重視。 ・当時の船員の労働実態、賃金制度なども考慮すべき。
石澤	○ ・南、岡崎、大黒認めるべき。 ・人道的立場で認めるべき。	・被ばく線量の違いはあるが。			・松下さんはアルコール摂取のことがある。
横川					
長谷川	○ ・認定すべき。		・データのバラつきがあるのでしっかり審査を。		
山崎	△ ・ <small>被害をなすことができないかと思うが、この件を船員保険で解決するのは難しい。わからない</small>	・被曝による被災の事実がある。			・損害賠償の対象だ。平等性の問題がある。
角田	× ・労災請求は成り立たない。 ・責任は事業主と水産庁。				・損害賠償の対象ではない
古瀬	△ ・よくわからない	・平林さんは傷病の要因は被曝。	・双方が可能性の問題を言っている。		
立川	◎ ・認められるべき。	・第7大丸。半数がガンになっている。 ・被曝の事実がある。	・違いをすり合わせるべき。 ・有識者会議の報告に対して第三者の評価がない。	・被災者の意見聴取がないのは問題	

◎は、申請者全員を認めるべきとの主張の印象	○は、申請者のケースで認めるとの印象	△は、判断わからない	×は、認定厳しいか
-----------------------	--------------------	------------	-----------